

定 款

2025年12月19日

株式会社 サカイホールディングス

定 款

第1章 総 則

(商 号)

第1条 当会社は、株式会社サカイホールディングスと称し、英文では、SAKAI Holdings CO., LTD と表示する。

(目 的)

第2条 当会社は、次の各号に掲げる事業及びこれに付帯又は関連する一切の事業を営む会社、その他これに準ずる事業体の株式又は持分を所有することにより、当該会社等の事業活動を支配又は管理することを目的とする。

- (1) コンピューター、通信機器の販売及びリース・保守
- (2) 通信システムによる情報の収集処理並びに販売
- (3) 広告代理業
- (4) 貨物、荷物の取次代行業務
- (5) 自動車駐車設備装置の販売及びリース
- (6) モーター・ボートの販売及びリース
- (7) ゴルフ会員権の販売及びその仲介業
- (8) 不動産の売買、仲介、賃貸及び管理
- (9) 電話料金の集金代行業務
- (10) 飲食店の経営
- (11) 合成樹脂の成形・加工及び販売
- (12) 携帯電話の回収及びリサイクル業
- (13) クレジット業務
- (14) 事務機器、事務用品の販売及びリース
- (15) 生命保険の募集に関する業務
- (16) 損害保険代理店業
- (17) インターネットを利用した通信販売業務
- (18) 旅行業
- (19) 旅館業
- (20) 太陽光発電等エネルギー関連事業
- (21) コンピュータ通信網及びインターネットを利用した情報の収集、分析、処理、提供
- (22) コンピュータ、コンピュータ周辺機器及びこれらに関するソフトウェアの開発、製造、販売、技術指導、メンテナンス業並びにそのコンサルティング

業務

- (23) コンピュータシステムの分析、設計、企画、開発、販売及び保守に関する業務
- (24) 通信販売業及び通信販売業者からの依頼による商品情報の提供、注文書の受付業務及び商品発送業務
- (25) 通信ネットワークシステムに関する企画、開発、保守、コンサルティング、教育及び販売
- (26) 衣料品・食品・家庭用電気製品・自動車・自動二輪車・原動機付自転車・自転車類・時計・宝飾品類・機械工具類の販売
- (27) 労働者派遣事業
- (28) 有料職業紹介事業
- (29) 冠婚葬祭の請負に関する業務
- (30) 冠婚葬祭に関し必要な用度品の販売、衣装その他物品の賃貸
- (31) 一般貨物自動車運送事業（靈柩限定）
- (32) 靈園の造成・分譲受託・販売・管理及び仲介業並びに墓石の販売及び仲介業
- (33) 仏壇・仏具・宗教用具の販売及び贈答品用の日用雑貨品、服飾雑貨品等の販売
- (34) 生花・弁当等の調理食品・食料品及び酒類の販売
- (35) 電子マネー及びその他の電子的価値情報（物品、情報又はサービス等の購入、利用若しくは交換に用いることができるもの）の発行、販売及び管理
- (36) 不動産の売買、仲介、賃貸及び管理
- (37) 駐車場設備の賃貸及び管理
- (38) 飲食業
- (39) その他商業全般
- (40) 上記各号に付帯する一切の業務

2. 当会社は、前項各号及びこれに付帯又は関連する一切の事業を営むことができる。

（本店の所在地）

第3条 当会社は、本店を名古屋市に置く。

（機 関）

第4条 当会社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査役
- (3) 監査役会
- (4) 会計監査人

(公告方法)

第5条 当会社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

第2章 株 式

(発行可能株式総数)

第6条 当会社の発行可能株式総数は、40,000,000 株とする。

(単元株式数)

第7条 当会社の単元株式数は、100 株とする。

(自己の株式の取得)

第8条 当会社は、会社法第 165 条第 2 項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。

(株主名簿管理人)

第9条 当会社は、株主名簿管理人を置く。

2. 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。
3. 当会社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当会社においては取り扱わない。

(株式取扱規程)

第10条 当会社の株主の権利行使の手続きその他株式に関する取扱いは、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

第3章 株 主 総 会

(招 集)

第11条 当会社の定時株主総会は、毎年 12 月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要があるときに随時これを招集する。

(定時株主総会の基準日)

第12条 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年9月30日とする。

(招集権者および議長)

第13条 株主総会は、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

2. 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

(株主総会参考書類等の電子提供措置)

第14条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

2. 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

(決議の方法)

第15条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

2. 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

第16条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。

2. 株主または代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

(議事録)

第17条 株主総会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録する。

第4章 取締役および取締役会

(員 数)

第18条 当会社の取締役は、10名以内とする。

(選任方法)

第19条 取締役は、株主総会の決議によって選任する。

2. 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
3. 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

(任期)

第20条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

(代表取締役および役付取締役)

第21条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。

2. 取締役会は、その決議によって取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。

(取締役会の招集権者および議長)

第22条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

2. 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

(取締役会の招集通知)

第23条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役および各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2. 取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

(取締役会の決議方法)

第24条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。

(取締役会の決議の省略)

第25条 当会社は、会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があつたものとみなす。

(取締役会の議事録)

第26条 取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録し、出席した取締役および監査役がこれに記名押印または電子署名を行う。

(取締役会規程)

第27条 取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。

(報酬等)

第28条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。

(取締役の賠償責任の一部免除)

第29条 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

2. 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、100万円以上であらかじめ定めた金額または法令が規定する最低責任限度額のいずれか高い額とする。

第5章 監査役および監査役会

(員数)

第30条 当会社の監査役は、3名以内とする。

(選任方法)

第31条 監査役は、株主総会の決議によって選任する。

2. 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

(任期)

第32条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2. 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

(常勤の監査役)

第33条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。

(監査役会の招集通知)

第34条 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2. 監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。

(監査役会の決議方法)

第35条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもつて行う。

(監査役会の議事録)

第36条 監査役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録し、出席した監査役がこれに記名押印または電子署名を行う。

(監査役会規程)

第37条 監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。

(報酬等)

第38条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

(監査役の賠償責任の一部免除)

第39条 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役(監査役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

2. 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、100万円以上であらかじめ定めた金額または法令が規定する最低責任限度額のいずれか高い額とする。

第6章 会計監査人

(選任)

第40条 会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

(任期)

第41条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2. 会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がなされなかつたときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

(会計監査人の報酬等)

第42条 会計監査人の報酬等は、取締役が監査役会の同意を得て定める。

第7章 計算

(事業年度)

第43条 当会社の事業年度は、毎年10月1日から翌年9月30日までの1年とする。

(剰余金の配当の基準日)

第44条 当会社の期末配当の基準日は、毎年9月30日とする。

(中間配当)

第45条 当会社は、毎年3月31日を基準日として、取締役会の決議によって中間配当をすることができる。

(配当金の除斥期間)

第46条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないとときは、当会社はその支払義務を免れる。

付 則

1. この定款は2025年12月19日より改定施行する。